

大きな災害時のごみの出し方ハンドブック

茨木市 全地域版



茨木市

環境省 近畿地方環境事務所

大きな災害が起きたら、どうなるの？

近年、集中豪雨などで大きな犠牲を伴う自然災害が多発しています。こうした災害では、皆さんの大切な家財などが被災してしまいます。再び日常の生活を取り戻すためには、被災したもの（＝災害に伴うごみ）をできる限り早く、適正に処理することが大切です。



出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/)

大きな災害が発生すると、日々の生活を送るうえで出るごみに加え、被災した住宅から出るごみ（災害廃棄物）が発生します。災害時に発生する生活ごみ以外の被災した家具やがれきなどのごみを、「災害廃棄物」といいます。

普段のごみと災害時のごみ

普段のごみ	災害時のごみ
普通ごみ	普通ごみ
粗大ごみ（小型・大型）	粗大ごみ（小型・大型）
資源物	資源物
+	
災害廃棄物	



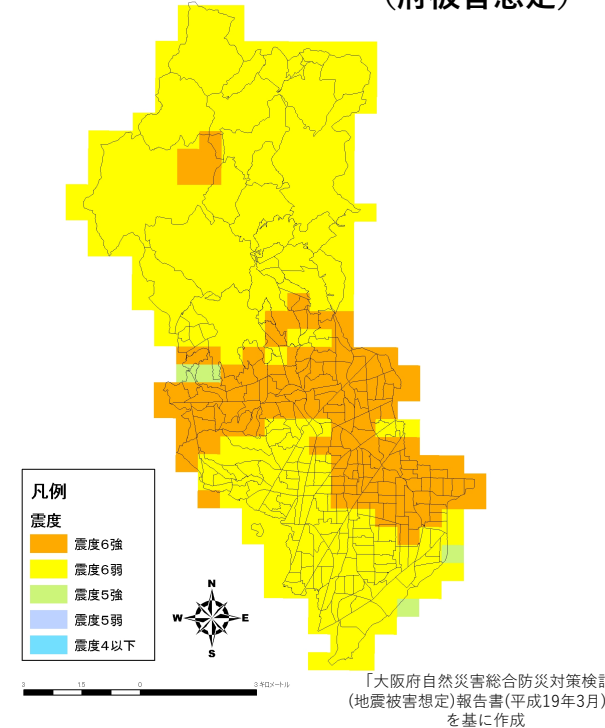
大きな災害が起きたら、どのくらいのごみが出るの？

茨木市では、地震と水害について、どのくらいのごみが出るかを想定しています。大きな災害が起きると、一度に大量の災害廃棄物が発生して、処理を完了するまでに数年かかることもあります。

茨木市で想定される災害

地震

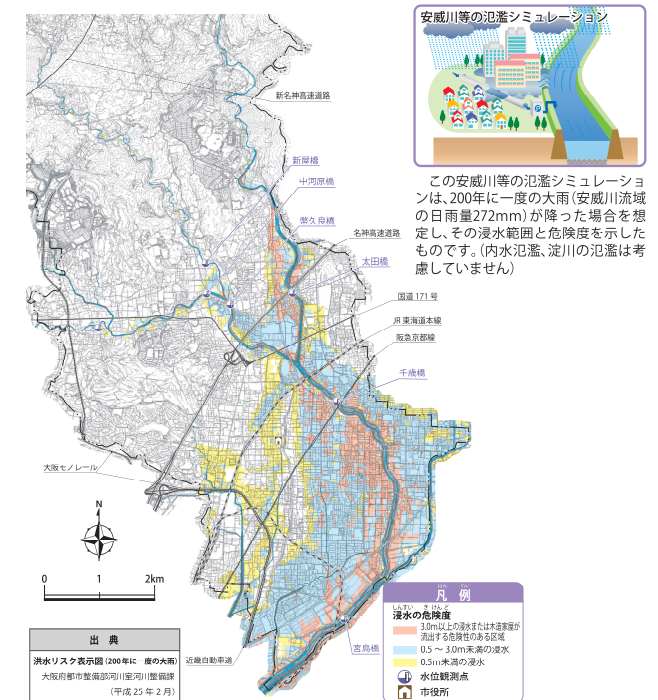
有馬高槻断層帯地震 震度予測図（府被害想定）



災害廃棄物発生量の推計結果
約148万t（市全体）

水害

安威川等の氾濫シミュレーション



災害廃棄物発生量の推計結果
約40万t（市全体）

大きな災害が起きると、一度に大量のごみが発生するため、普段とは違う方法でごみを出していただく必要があります。このハンドブックでは、茨木市の災害時のごみの出し方に関するお願いなどをお知らせします。

災害廃棄物の集積

処理・処分

被災



復旧・復興

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/)

大きな災害が起きたら、ごみ出しはどうすればいいの？

災害廃棄物は、「片付けごみ」と「撤去ごみ」の2種類に分けられます。「片付けごみ」を、「片付けごみ集積所」または「一次仮置場」に出して下さい。また、生活ごみは、普段のごみ集積所に出して下さい。

災害廃棄物

片付けごみ

家具や建具等



片付けごみ集積所

設置場所 公共施設の駐車場や街区公園等
片付けごみを持ち込み、一時的に保管する場所です。

※地域によっては、片付けごみを一次仮置場に持ち込んで頂く場合があります。

撤去ごみ

木くずやがれき等



一次仮置場

設置場所 面積が比較的広い公園
撤去ごみや片付けごみを持ち込み、中間処理を行うまでの一定期間、保管する場所です。

生活ごみ

普通ごみや資源物



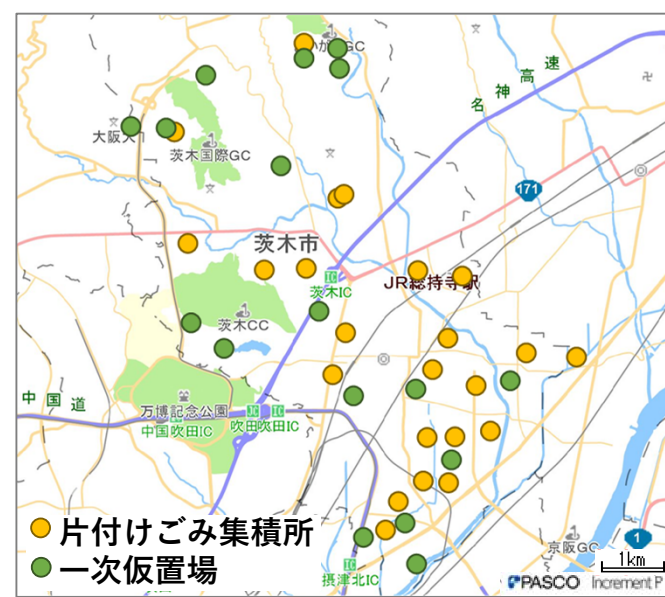
普段のごみ集積場所

普通ごみや資源物は、原則、普段のごみ集積所に通常の分別で排出してください。

災害発生後は、道路の寸断やごみ処理施設の被災の状況により、普段の収集や分別と異なる場合があります。

片付けごみ集積所等の設置場所

片付けごみを持ち込むための「片付けごみ集積所」や「一次仮置場」は、市民の皆さんが生活している近隣の公園などに設置する予定です。開設日時や場所の詳細は、災害発生後に随時、市のホームページ等でご案内します。



ごみの種類と排出場所は？

ごみの種類と排出場所は、発災後に市で決定してお知らせします。ごみの種類によって、持ち込む場所が変わる場合がありますので、市のお知らせを確認してください。ごみの種類と排出場所で注意が必要なものには次のようなものがあります。

ごみの種類		排出場所		備考
		普段のごみ集積所	片付けごみ集積所または一次仮置場	
生活ごみ	生ごみ	●		
	割れたガラス類・陶器類	●		
	スプレー缶(使い切り済み)	●		
	照明類	●		
	紙おむつ	●		
	布団・絨毯	●		
	家具類	●		
	古紙	●		
	古布	●		
	家電リサイクル法対象品目			・指定引取場所に持ち込み ・市や家電量販店に収集を依頼
片付けごみ	パソコン			・宅配回収サービスを利用 ・小型家電回収ボックスを利用 ・製造メーカーに依頼
	小型家電	●		・宅配回収サービスを利用 ・小型家電回収ボックスを利用
	割れたガラス類・陶器類	○	○	
	スプレー缶(水害等により、中身がある状態で使用が不可能となったもの)		●※	※一次仮置場にのみ持ち込み可能。
	照明類	○	○	
	布団・絨毯	○	○	
	家具類	○	○	
	古紙(リサイクルできないもの)	●		
	古布(リサイクルできないもの)	○	○	
	量		●	
	家電リサイクル法対象品目		●	
	パソコン		●	
	小型家電		●	
	ブロック・コンクリート・瓦		●	

○：災害の状況によって出す場所が変わるごみ ●：災害の状況によらず出す場所が決まっているごみ

生活ごみ：家庭から排出される通常の生活ごみ(普通ごみや資源物)

片付けごみ：自宅内にある被災したものを片付ける際に出るごみ(家具や建具等)

環境衛生センターが被災したり、処理能力を上回るごみの発生が見込まれる場合は、他の施設で処理するため、分別方法が変更になります。発災後に市のお知らせを確認してください。

災害時のごみ出しに関するお願い

その1 ごみ出しに関する情報収集をお願いします。

災害時の被害状況によって、ごみの分け方と出し方が大きく変わる可能性があります。市のホームページや避難所での貼り紙等、さまざまな方法で情報発信を行いますので、随時、ご確認くださいませようお願いいたします。

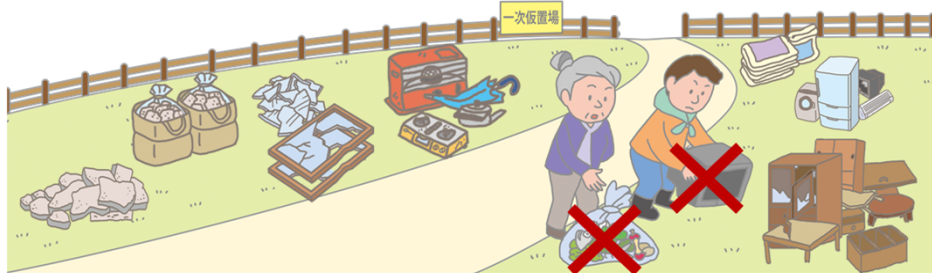
その2 分別して出してください。

ごみは品目により処理方法が異なります。分別にご協力いただくことで、ごみ処理を迅速に進め、できるだけ早く生活再建につなげることができます。

○生ごみ・使用済みトイレキット・紙おむつなどは必ず「普通ごみ」として出してください。

○片付けごみ集積所や一次仮置場の分別に沿って出してください。

○災害と関係のないごみを片付けごみ集積所や一次仮置場に持ち込まないでください。



その3 決められた場所に出してください。

茨木市内には、住宅地などに道幅の狭い道路があります。

家の前に片付けごみを置いたり、普段のごみ集積場所に、災害で発生した片付けごみを置くと、道路にごみがあふれ、緊急車両等の通行の妨げになります。

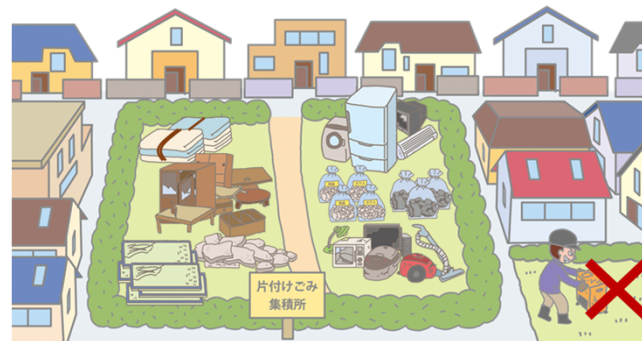
また、腐敗しやすいごみと、片付けごみなどが混ざると、ごみ処理が難しくなります。それぞれ決められた場所に出してください。

○自宅の片付けごみは、片付けごみ集積所や一次仮置場へ

○自宅の生活ごみは、普段のごみ集積場所へ

また、茨木市は、地域によって人口密度が大きく異なります。

人口密度の高い地域では、開設した片付けごみ集積所や一次仮置場が、すぐに満杯になる場合があります。片付けごみの搬入場所は、随時お知らせしますので、市が案内する場所以外に、片付けごみを置かないでください。



その4 ご自宅での保管をお願いする場合があります。

災害発生後は、道路の寸断や、ごみ処理施設の破損等により、普段の収集や分別と異なる場合があります。

○資源物、粗大ごみは収集を一時中止することがあります。

○腐敗しやすいごみの収集を優先するため、普段は「普通ごみ」として出している金属製やプラスチック製のごみを分別し、ご自宅での保管をお願いすることがあります。

その5 長時間お待ちいただく場合があります。

茨木市では、中心地域や南部地域で、混雑しやすい道路が多い傾向にあります。片付けごみを搬出する際に、地域によっては交通渋滞が発生することが想定されます。長時間お待ちいただく可能性もあるため、暑さ・寒さ対策をお願いします。

また、荷下ろしがスムーズにできるよう、あらかじめ分別して仮置場等に持ち込むようにしましょう。



その6 協力しあって片付け作業をしてください。

本市の人口約28万人のうち、65歳以上の層の割合は全体の24.2%となっています（令和3年1月末現在）。大きな家具や家電などの片付けには、多くの労力がかかります。道路が狭く、ごみの搬出が難しい場合や、高齢者などお手伝いが必要な方は、ボランティアに協力を依頼するなど、無理せず作業しましょう。また、地域でも協力しましょう。



※災害時は、被災状況に応じて市が茨木市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの受入れ・活動調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設し、ホームページ等でお知らせします。

片付け作業時に 気を付けること

服装や保護具の着用

片付け作業では、怪我や事故のないように気を付けましょう。

作業中は、水分補給や休憩を、小まめに行いましょう。

※帽子やヘルメットがなければ、タオルを巻く方法もあります。



大きな災害時のごみの出し方ハンドブック
茨木市 全地域版

発行 令和３年３月

茨木市

環境省 近畿地方環境事務所
